

# 公共事業の事前評価書

( 国有林直轄治山事業等の事前評価 )

平成 1 7 年 3 月

農 林 水 産 省

## 1 評価の対象とした政策

平成17年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	184
	森林環境保全整備事業	37
	森林居住環境整備事業	1
小計		222
緑資源機構事業	水源林造成事業	6
	緑資源幹線林道事業	2
小計		8
補助事業	民有林補助治山事業	2,034
	森林環境保全整備事業	374
	森林居住環境整備事業	30
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	11
小計		2,449
合計		2,679

## 2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

### 1 評価担当部局

直轄事業については、各森林管理局において実施した。(直轄事業評価担当部局一覧表 [別添1](#))

緑資源機構事業と補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、水源林造成事業、緑資源幹線林道事業、森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業は林野庁森林整備部整備課において、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において実施した。

### 2 評価実施期間

平成17年1月から平成17年3月

## 3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。各事業地区毎の評価の観点は、チェックリスト及び判定基準([別添3](#))に示すとおりである。

#### 4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用対効果分析、チェックリストにより総合的に把握した。

結果については、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

#### 5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。

林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、採択することは妥当である。

効果的な事業を実施するためには、地元住民の理解を得ることが重要であり、そのことを評価に反映させることが重要である。

委員構成は、第三者委員会名簿（[別添4](#)）のとおりである。

#### 6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施地区毎にチェックリストを作成し、インターネット等で公表することとしている。（問合せ先一覧表 [別添5](#)）

農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料、議事録については林野庁において、直轄事業についての評価に用いたデータ等については各森林管理局においてインターネット等で公表することとしている。

緑資源機構事業についての評価に用いたデータ等については、農林水産省情報公開窓口において縦覧することとしている。

#### 7 評価の結果

評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。

各事業地区毎の評価結果は、地区別評価結果（[別添2](#)）のとおりである。